

第37号議案

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月26日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公園施設の設置基準)	(公園施設の設置基準)
第3条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2（王子公園にあっては、100分の5）とする。	第3条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。
2 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10（王子公園にあっては、100分の14）を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第6項までに定めるところによる。
3 令第6条第1項第2号に掲げる場	

合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積

を超えることができることとする。

7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
広告の表示をしようとする者は、第
6条の規定にかかわらず、市長の許
可を受けて、広告の表示をすること
ができる。

王子公園陸上補助競技場 御崎公園
球技場 御崎公園第2球技場 しま
わの森陸上競技場 しまわの森
球技場 しまわの森テニスコート
北神戸田園スポーツ公園野球場
北神戸田園スポーツ公園体育館 北
神戸田園スポーツ公園球技場 神戸
総合運動公園野球場 神戸総合運動
公園陸上競技場 神戸総合運動公園
陸上補助競技場 神戸総合運動公園
球技場 神戸総合運動公園第2球技
場 神戸総合運動公園テニスコート
神戸総合運動公園体育館 神戸総
合運動公園補助体育館 神戸総合運
動公園野外ステージ

別表第1 (第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

3 令第8条第1項の条例で定める割
合は、100分の50とする。

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
広告の表示をしようとする者は、第
6条の規定にかかわらず、市長の許
可を受けて、広告の表示をすること
ができる。

王子公園陸上競技場 王子公園陸上
補助競技場 王子公園プール 御崎
公園球技場 御崎公園第2球技場
しまわの森陸上競技場 しまわの
森球技場 しまわの森テニスコ
ート 北神戸田園スポーツ公園野球場
北神戸田園スポーツ公園体育館
北神戸田園スポーツ公園球技場
神戸総合運動公園野球場 神戸総合
運動公園陸上競技場 神戸総合運動
公園陸上補助競技場 神戸総合運動
公園球技場 神戸総合運動公園第2
球技場 神戸総合運動公園テニスコ
ート 神戸総合運動公園体育館 神
戸総合運動公園補助体育館 神戸総
合運動公園野外ステージ

別表第1 (第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	陸上補助競技場 バレーボール コート 相撲場 動物園 動物 園ホール 駐車 場
[略]	[略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	場内放送設備 テント 電源
[略]	[略]

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	<u>陸上競技場</u> 陸 上補助競技場 バレーボールコ ート <u>プール</u> 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場
[略]	[略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	<u>附属会議室</u> 夜 <u>間照明設備</u> コ <u>インロッカー</u> 場内放送設備 テント <u>競技用</u> <u>器具</u> 電源
[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										
別表第2（第14条関係）										
(1)～(5) [略]										
(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合										
種類	都市公園名	区分	独占利用						個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日		
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
少年野球場	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
陸上競技場	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
バレーボールコート	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]

改正前										
別表第2（第14条関係）										
(1)～(5) [略]										
(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合										
種類	都市公園名	区分	独占利用						個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日		
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
少年野球場	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
陸上競技場	王子公園	土・日・祝				44,000円			1時間	1人1回350円
		その他				37,000円			5,500円	回数利用券による場合 11回につき 一般 3,500円 学生 2,200円
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
バレーボールコート	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]
プール	王子公園	土・日・祝	20,000円	50,000円		67,000円				15歳以上の者（中学生を除く。）
		その他	13,000円	33,000円		44,000円				20人以上50人未満の団体 個人利

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料			
附属会議室	北神戸田園 スポーツ公 園	野球場用			
		会議室 1	1 時間につき	500円	
		会議室 2	1 時間につき	200円	
		体育館用	会議室 1	土・日・祝	1 時間につ き
その他	1 時間につ き			650円	
		会議室 2	土・日・祝	1 時間につ	

		00円	00円		円			1 人 1 回 350円 中学生以下 の者 1 人 1 回 150 円 回数利用券 による場合 11回につき 15歳以上 の者（中学 生を除 く。）3,50 0円 中学生以下 の者 1,50 0円	用の 1 割引 50人以上の 団体 個人 利用の 2 割 引
[略]	[略]								

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料			
附属会議室	王子公園 北神戸田園 スポーツ公 園	会議室 1 時間につき 500円			
		野球場用			
		会議室 1	1 時間につき	500円	
		会議室 2	1 時間につき	200円	
体育館用	会議室 1	土・日・祝	1 時間につ き	800円	
		その他	1 時間につ き	650円	
		会議室 2	土・日・祝	1 時間につ	

			き 300円
		その他	1時間につき き 250円
		会議室 3	土・日・祝 1時間につき き 300円
		その他	1時間につき き 250円
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]	
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
場内放送設備	王子公園	1台1回1日につき 1,500円	
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
コインシャワー	[略]	[略]	
競技用器具	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額と

			き 300円
		その他	1時間につき き 250円
		会議室 3	土・日・祝 1時間につき き 300円
		その他	1時間につき き 250円
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]	
	王子公園	全部を点灯する場合30分につき 2,500円 2分の1を点灯する場合30分につき 1,800円	
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
場内放送設備	王子公園	陸上競技場用 1台1回1日につき 4,500円 陸上競技場以外用 1台1回1日につき 1,500円	
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
コインシャワー	[略]	[略]	
競技用器具	王子公園	サッカーゴール 1回1日につき 2,000円 その他の器具 1回1日につき 6,000円	
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額と

する。

(1) 営利を目的とする場合

ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。

(ア) [略]

(イ) 北神戸田園スポーツ公園野球場、北神戸田園スポーツ公園第2野球場、北神戸田園スポーツ公園第3野球場、北神戸田園スポーツ公園球技場、北神戸田園スポーツ公園体育館、神戸総合運動公園陸上競技場、神戸総合運動公園陸上補助競技場、神戸総合運動公園球技場、神戸総合運動公園テニスコート、神戸総合運動公園体育館若しくは神戸総合運動公園補助体育館（以下「大規模運動施設」という。）の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき又は神戸総合運動公園野外ステージを利用するとき。この表に定める額の3倍に相当する額

(ウ) [略]

イ、ウ [略]

(2) [略]

7～14 [略]

する。

(1) 営利を目的とする場合

ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。

(ア) [略]

(イ) 王子公園陸上競技場、北神戸田園スポーツ公園野球場、北神戸田園スポーツ公園第2野球場、北神戸田園スポーツ公園第3野球場、北神戸田園スポーツ公園球技場、北神戸田園スポーツ公園体育館、神戸総合運動公園陸上競技場、神戸総合運動公園陸上補助競技場、神戸総合運動公園球技場、神戸総合運動公園テニスコート、神戸総合運動公園体育館若しくは神戸総合運動公園補助体育館（以下「大規模運動施設」という。）の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき又は神戸総合運動公園野外ステージを利用するとき。この表に定める額の3倍に相当する額

(ウ) [略]

イ、ウ [略]

(2) [略]

7～14 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の表、別表第 1 第 1 号及び別表第 2 第 6 号のうち、陸上競技場に係る改正規定並びに別表第 1 第 2 号、別表第 2 第 7 号及び別表第 2 備考の改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

理 由

王子公園の再整備に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

王子公園は、持続可能な神戸の発展に向けて、王子公園エリアの新たな価値を創出するため、王子公園再整備基本方針及び基本計画に基づき、大学を誘致するとともに、公園施設については再整備、代替・機能確保を図りながら、一部施設については廃止することとしている。

このたびの再整備は、公園の機能増進に資することから、計画に合わせて条例で定めている公園の建蔽率の上限を改定する。

また、王子公園プールは廃止、王子公園陸上競技場についても新たなスタジアムの整備に伴い一旦廃止することから、条例で定めている有料公園施設のうち陸上競技場及びプールに関連する項目を削除する。

2. 内 容

(1) 都市公園の敷地面積に対する公園施設の建築面積の割合（建蔽率）の改定

対象となる公園施設	現状	改定案
すべての公園施設（原則）	2%	2%（王子公園にあっては5%）
教養施設、運動施設等の特例（上限の上乗せ）	10%	10%（王子公園にあっては14%）

(2) 王子公園内の有料公園施設の一部削除

王子公園における有料公園施設のうち陸上競技場及びプールの項目を削除する。また、それらの施設に附属する会議室、夜間照明設備、競技用器具などの項目を削除する。

① 第8条第2項の表

「王子公園陸上競技場」及び「王子公園プール」を削除する。

② 別表第1（第2条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

王子公園のうち「陸上競技場」及び「プール」を削除する。

(2) 附属設備である有料公園施設

王子公園のうち「附属会議室」「夜間照明設備」「コインロッカー」及び「競技用器具」を削除する。

③ 別表第2（第14条関係）

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

陸上競技場のうち「王子公園」にかかる部分及び「プール」を削除する。

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属会議室のうち「王子公園」にかかる部分、夜間照明設備のうち「王子公園」にかかる部分、場内放送設備のうち王子公園の「陸上競技場」にかかる部分、及び競技用器具のうち「王子公園」にかかる部分を削除する。

備考第6項

(1) 営利を目的とする場合

ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。

(イ) 「王子公園陸上競技場」を削除する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

陸上競技場及びこれに附属する設備については令和7年9月1日から施行する。